

ID: 202

担当部署: まちづくり部 住宅課

処分の概要	社会福祉法人等に対する使用許可		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市営住宅条例 第40条第1項		
例 規 番 号	平成13年条例第132号		
【根拠条文】 (使用許可) 第40条 市長は、社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令(平成8年厚生省・建設省令第1号)第2条に規定する者(以下「社会福祉法人等」という。)が次条に定めるところにより市営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業(以下「社会福祉事業等」という。)を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。 2 市長は、前項の規定による許可に条件を付することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日